

浜松市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第23条第1項の規定に基づく空家等管理活用支援法人(以下「支援法人」という。)の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要綱において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(業務内容)

第3条 支援法人に求める業務内容は次のとおりとする。

- (1) 空家等の所有者等その他空家等の管理を行おうとする者に対し、当該空家等の管理の方法に関する情報の提供又は相談その他の当該空家等の適切な管理を図るために必要な援助を行うこと。
- (2) 空家等の所有者等その他空家等の管理を行おうとする者からの委託に基づき、定期的な空家等の状態の確認、その他空家等の管理のために必要な事業又は事務を行うこと。

(指定の申請)

第4条 前条のいずれかの業務を担うことにより法第23条第1項の規定による支援法人の指定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、空家等管理活用支援法人申請書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

2 前項の規定による申請には、次に掲げる書類(第8号に掲げる書類にあっては、該当がある場合に限る。)を添付するものとする。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の名、住所及び略歴を記載した書面
- (4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書、貸借対照表、損益計算書等の財務状況がわかる書類
- (6) 前条各号に規定する業務の当該事業年度の予算書及び計画書(業務の方法の他、人員配置、個人情報保護、その他業務を適切に遂行するために講じる措置を記載したもの)
- (7) これまでの空家等の管理又は活用等に関する活動実績を記載した書面
- (8) その他市長が必要があると認める書面

(指定の基準)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、次の各号に掲げる基準により、その内容を審査するものとする。

(1) 申請者が、次のいずれかに該当すること

- イ) 空家等の管理若しくは活用を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
- ロ) 一般社団法人又は一般財団法人

ハ) 公益社団法人又は公益財団法人

- (2) 第 11 条の規定により、指定を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者でないこと。
- (3) 浜松市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員又は同条第 4 号に規定する暴力団員等がその事業活動を支配するものでないこと。
- (4) 役員のうち次に次いずれかに該当する者がいないこと。
 - イ) 未成年者
 - ロ) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ハ) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
 - ニ) 心身の故障により業務を適正に遂行することができない者
 - ホ) 暴力団員等
- (5) 申請者が支援法人として行おうとする業務が、本市の空家等対策の推進のために支援法人に行わせる必要があると認められるものであること。
- (6) 申請者が支援法人として行おうとする業務の方法が、法第 24 条各号に規定する業務として適切なものであること。
- (7) 申請者が、必要な人員の配置、個人情報保護その他業務を適正かつ確実に遂行するために必要な措置を講じていること。
- (8) 申請者が、業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経理的基礎を有すること。
- (9) 業務を行う上で知り得た秘密を他人に漏らさないこと。支援法人の指定期間の満了後又は指定の取消し後においても同様とする。

(支援法人の指定)

第 6 条 市長は、申請者を支援法人として指定した場合は、空家等管理活用支援法人指定通知書(様式第 2 号)により、指定をしない場合は、空家等管理活用支援法人不指定決定通知書(第 3 号様式)により当該申請者に通知するものとする。

2 前項の指定の有効期間は、当該指定の日から起算して 5 年とする。

3 市長は、支援法人として指定する場合において、必要があると認めるときは、支援法人の指定に条件を付することができる。

(名称等の変更)

第 7 条 法第 23 条第 3 項の規定による変更の届出は、名称等変更届出書(様式第 4 号)により行うものとする。

2 支援法人は、その業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ業務変更届出書(様式第 5 号)を市長に提出するものとする。

(業務の廃止)

第 8 条 支援法人は、その業務を廃止したときは、直ちに業務廃止届出書(様式第 6 号)により市長に届けるものとする。

2 市長は、前項の規定による業務の廃止の届出を受けたときは、法第 23 条第 1 項の規定による指定を取り消すとともに、遅滞なく、当該支援法人の名称、住所、事務所の所在地及び業務の廃止の届出を

受けた年月日を公示するものとする。

(事業の報告)

第9条 支援法人は、事業年度開始前、その事業年度の事業計画書を市長に提出するものとする。

2 支援法人は、事業年度終了後、遅滞なくその事業年度の事業報告書、業務に係る収支決算書及び貸借対照表を市長に提出するものとする。

3 市長は、法25条第1項の規定により、支援法人による支援業務の適切かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、支援法人に対し、その支援業務に関し報告又は追加資料の提出を求めることができる。

(改善命令)

第10条 市長は、法第25条第2項の規定により、支援法人が業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援法人に対し、改善命令書(様式第7号)によりその業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第11条 市長は、支援法人が次の各号のいずれかに該当するときは、法第25条第3項の規定による指定を取り消すことができる。

(1) 改善命令に違反した場合

(2) 不正な手段により指定を受けた場合

2 市長は、前項の規定により指定の取消しを行う場合は、指定取消書(様式第8号)により当該支援法人に通知するものとする。

(その他)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市民部市民生活課長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年7月25日から施行する。